

※小平市森のカルテ作成準備委員会資料

※この資料は、審議中のため今後追加修正される可能性があります。

## 小平市の樹林地等の現況と課題

### 1 市の概況

#### (1) 位置と面積

小平市は、東京都多摩地区東北部の武蔵野台地上にあり、都心から西に26kmの距離にある。面積は20.46km<sup>2</sup>(2,046ha)であり、東京都にある26市の中では10番目の大きさである。

#### (2) 都市の特性

「小平」という市名からもわかるように、起伏が少ないほぼ平坦な地形である。市内には、青梅街道、五日市街道、東京街道、新青梅街道、府中街道、あかしあ通り、新小金井街道、小金井街道などの8つの幹線道路が地域をつなげている。

また、鉄道は、JR 武蔵野線、西武新宿線、西武拝島線、西武国分寺線、西武多摩湖線の5路線が通り、市内には7つの駅及び近隣に2つの駅があることから、市内のほとんどの場所から駅まで歩いて行きやすいという便利さがある。

#### 【都市の主要な要素】

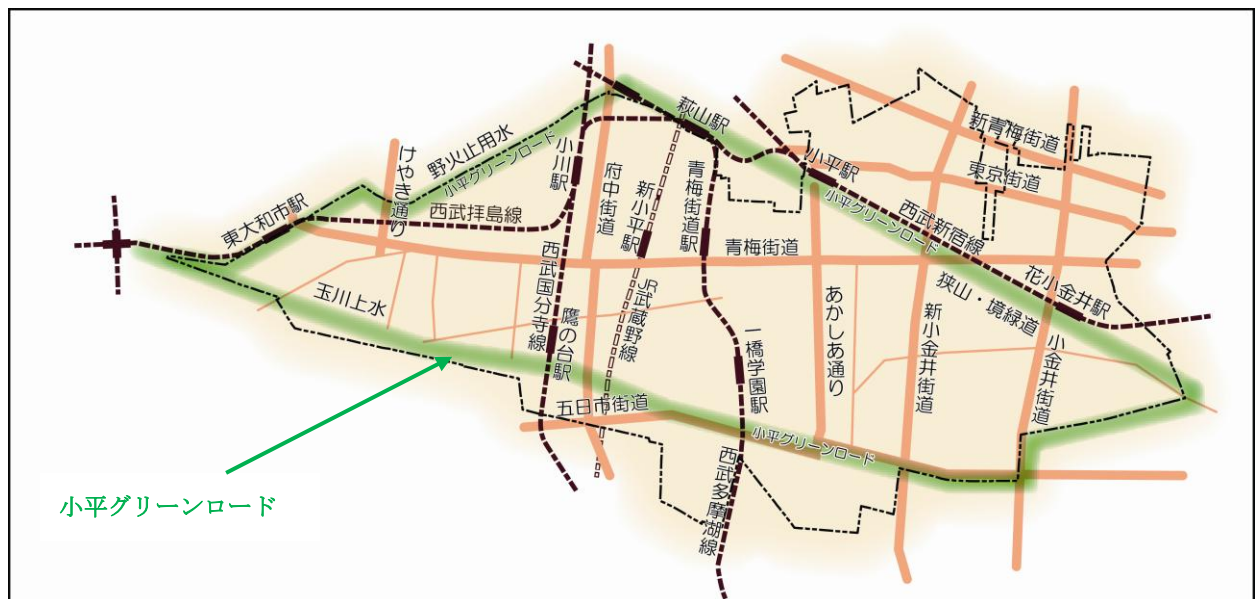


図 1

### (3) みどりの特性

小平市は多摩地区にあり、東京都の中でも雑木林や屋敷林、農地、用水路など、恵まれたみどりが多くある。特に、玉川上水、野火止用水、さらに、狭山・境緑道をつなげた、市の外周をほぼ一周できる小平グリーンロードが、連続したみどりの帯を形成しており、市内及び広域的なみどりのネットワークとして機能している。

さらに、この特徴的な、みどりの骨格とも言える小平グリーンロードに連携して樹林地、農地、用水路などの武蔵野の風情の面影を残す景観が見受けられることが小平の最大のみどりの特性といえることができる。

### (4) 人口

小平市の人口は、183,129人(住民基本台帳・外国人登録者数の合計 平成21年(2009年)4月1日現在)であり、多摩地区26市の中では6番目の人口規模である。

ここ10年は毎年1,000人程度人口が増えているが、一世帯あたりの人口は減少を続けており、現在の一世帯あたりの人口は2.2人である。

### (5) 土地利用

小平市の土地利用は、農業的な土地利用と共存しながら宅地化が進んだことに特徴がある。よって全域が市街化区域であるのに、産業としての農業が盛んなため農地が市域の面積の1割程度あり、そのほとんどが生産緑地地区に指定されている。また、かつては農家の生活とともにあった武蔵野の面影を残す雑木林が、玉川上水と野火止用水沿いにまとまってある。(図2参照)



図 2

## 2 みどりの概況

### (1) 緑被地の概況

小平市みどりの基本計画2010の緑比率は34.3%である。これは、平成18年(2006年)4月～5月に撮影した空中写真をもとに、どれだけ植物に覆われた緑被地があるのか調べたものである。平成5年(1993年)に調査した、現行計画の改定前の計画での緑被率は37.4%(緑被地面積766.0ha)なので、13年間に3.1ポイント、約65ha(中央公園約10個分)が減少したことになる。

#### 【緑被の内訳】

区 分	平成18年(2006年)		平成5年(1993年)		増減 (ha)
	面積(ha)	構成比(%)	面積(ha)	構成比(%)	
樹木・樹林	283.3	13.8%	320.1	15.6%	-36.8
竹林	5.9	0.3%	5.4	0.3%	0.5
草地	165.2	8.1%	137.4	6.7%	27.8
田畑	176.1	8.6%	190.3	9.3%	-14.2
樹木畑・果樹園	70.7	3.5%	112.8	5.5%	-42.1
小 計	701.2	34.3%	766.0	37.4%	-64.8
非緑被地	1,344.8	65.7%	1,280.0	62.6%	64.8
合 計	2,046.0	100.0%	2,046.0	100.0%	0.0

表 1



## (2) 樹林地等の概況

東京都の緑被地判定マニュアルによると、単独もしくは複数の樹木と樹林は同じ項目の集計となっていること、また写真判定ではなかなか複数の樹木と樹林の判別が難しいことから、緑被地のうち、樹木・樹林の分布については合わせて図3に示した。(小平市みどりの基本計画2010より)ここでは概ねの傾向をつかむこととしたい。

樹木・樹林は緑被地の40.4%(283.3ha)を占めており、図からわかるように、大きなまとまり(樹林地や植栽した樹木の集団)は、玉川上水の近くに多く分布し、東南のゴルフ場や国施設の大規模な緑被地を除けば、西の野火止用水沿いの樹林、玉川上水沿い上水新町の樹林、津田町の津田塾大学などの周辺に大きなまとまりが多い傾向がある。やや小規模なものでは、青梅街道、鈴木街道、東京街道沿いの風致地区内や隣接して存在している屋敷林や社寺林などがある。

【単木の樹木から樹林までを着色した図】

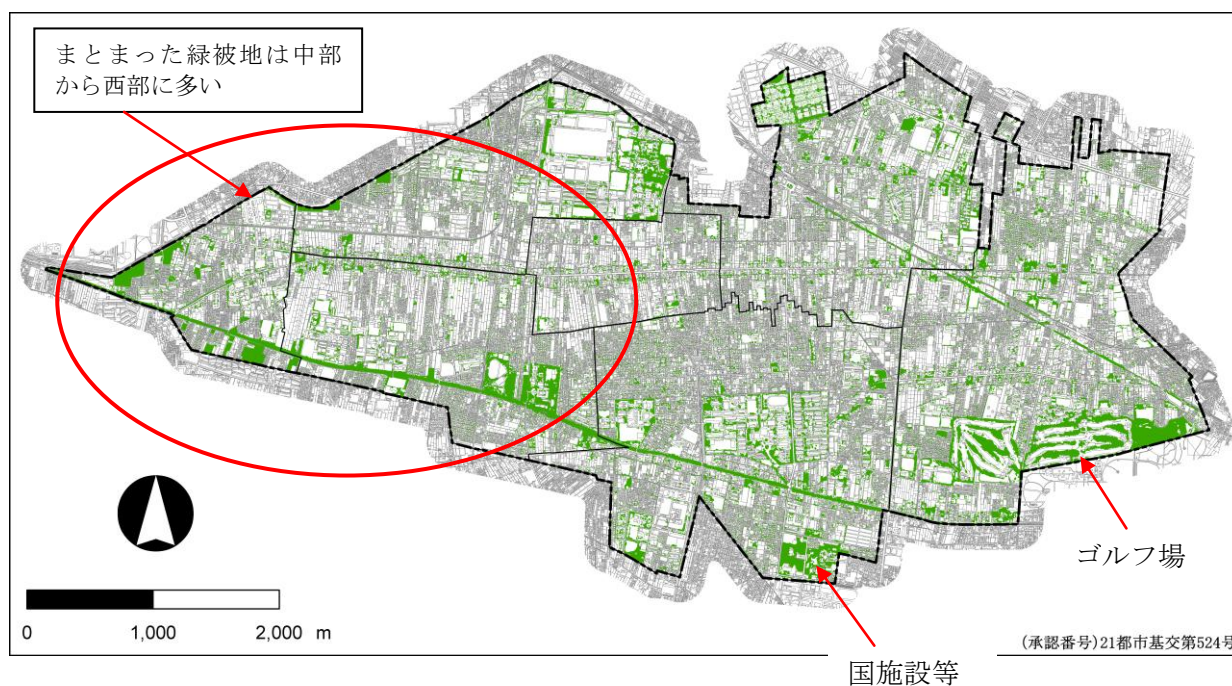


図3

(3) 保存樹林・保存竹林の現況

樹木・樹林のうち屋敷林や社寺林を除いた大きな樹林や竹林のほとんどは、市条例に基づきそれぞれ、保存樹林あるいは保存竹林に指定されている。その分布について図4に示した。なお、保存樹林・保存竹林ともに緑地の分類としては地域制緑地に分類されることから他の地域制緑地と合わせて表2に現況を示した。

【市内の地域制緑地】 表2

区 分		箇所数	面積 (ha)	一人あたり面積 (㎡/人)	備 考
法律によるもの	生産緑地地区	407	203.1	11.1	
条例等によるもの	野火止用水歴史環境保全地域	1	5.6		注1
	市有林・市有竹林	4	0.7		
	保存樹林・保存竹林	42	6.2		
	(重複)	(3)	(0.4)		注2
	樹林地等小計	44	12.1	0.7	
	用水路等	9	18.3	1.0	注3
地域制緑地合計		460	233.5	12.8	

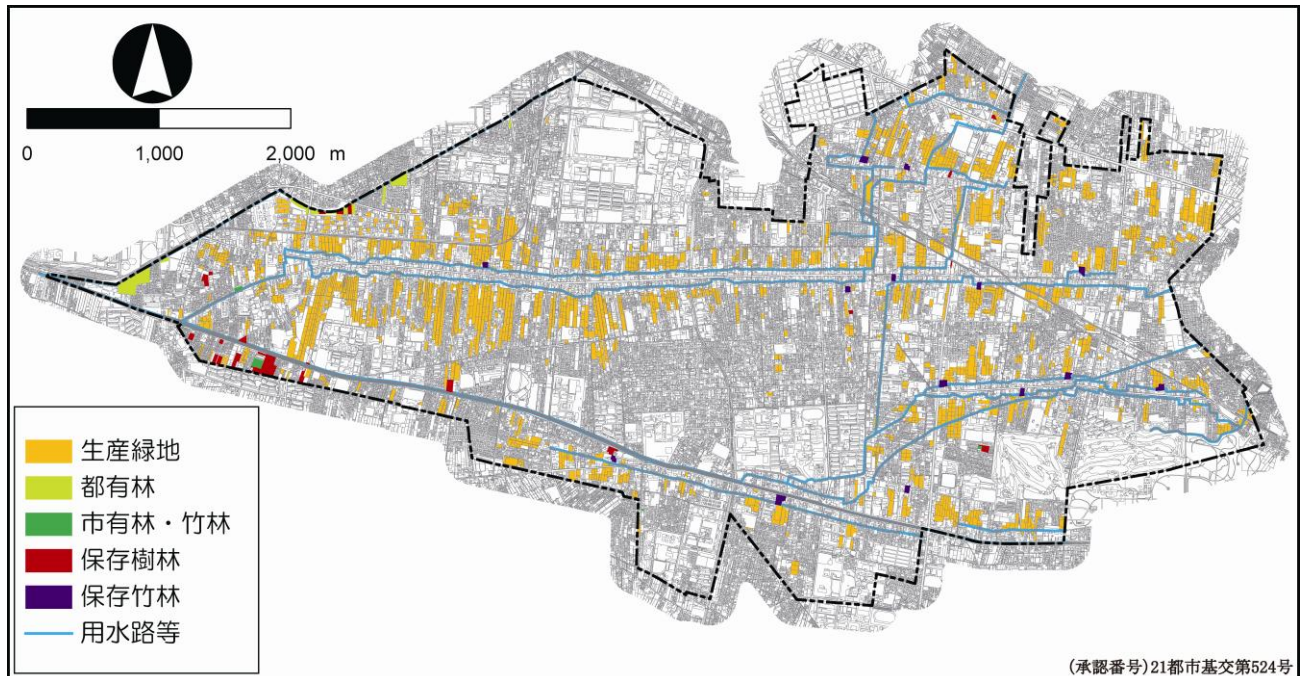
平成20年（2008年）3月31日現在

注1：野火止歴史環境保全地域の面積は、小平市分を図上計測したものです。

注2：野火止歴史環境保全地域と保存樹林・保存竹林の重複分を小計・合計から除いています。

注3：用水路等の面積は、図上計測したものです。

【地域制緑地の分布】



(承認番号)21都市基交第524号

図4

注：風致地区、都歴史環境保全地域、玉川上水景観基本軸、国指定史跡、国指定名勝は表示していません。

地域制緑地とは、緑地の分類において、国又は地方公共団体が環境の保全等のために指定する一定の地域をいう。他に都市公園や公共施設緑地などの施設緑地と2分されている。

### 3 樹林地等の課題としてあげられること

- (1) 依然として緑被地の減少に歯止めがかかっていないこと。
- (2) 農地に次いで、樹林・樹木は下落率が高いこと。
- (3) 雑木林といった郷土的なみどり資源が少なくなり、小平らしさが失われつつある。
- (4) 樹林地や竹林の管理が行き届かず、質が低下しつつある。